

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年9月22日（平成29年（行個）諮問第148号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行個）答申第165号）

事件名：本人に係る税務調査の争点整理表及び調査経過記録書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月5日付け特定記号第88号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 平成29年4月5日付けで処分庁がした、保有個人情報について争点整理表の1枚目ないし10枚目及び調査経過記録書1枚目ないし6枚目「指示事項等」欄、4枚目「復命事項」欄の一部の不開示とした理由は、その理由がなく開示を免れない。《以下、審査請求の理由に示した不開示の不当性についての主張に準じてその違法性を記述します。》
- (2) 争点整理表の1枚目ないし3枚目の「不開示理由」を「当該部分は、重加算税賦課に関する具体的な事項が記載されており、これを開示することにより、税額計算上の不正手口の巧妙化を図られるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため」としているが不当である。  
なぜならば、審査請求人はそもそも重加算税賦課について更正の請求を提出して争っています。原処分庁がどういう理由で重加算税賦課の処分を行ったかを肝心の理由を分からなし反論する権利を侵害する不開示処分は、審査請求人の権利侵害となっています（原文ママ）。
- (3) 争点整理表の4枚目の「不開示理由」は「偽りその他不正の行為妥当性の検討が記載されており」とされている。そもそも審査請求人は「偽

りその他不正の行為」を理由に、重加算税賦課されています。その肝心の部分を不開示処分していることは、審査請求人は事実に基づく反論、反証を封じる権利侵害となっています。

- (4) 争点整理表の 8 枚目から 9 枚目の「不開示理由」は、「推計課税の必要性の有無の記載がされており」とされ不開示とされています。審査請求人は積極的に推計課税でなく実額で計算できるよう資料等を処分庁に提供しています。審査請求人が行った、原処分庁に行った 7 年分の所得税の更正の請求では、審査請求人が提出した原始原資料等を再検討して減額処分が行われています。不開示は、審査請求人の反論、反証を封じる権利侵害となっています。
- (5) 調査経過記録書 1 枚目～6 枚目「指示事項等」欄が、不開示処分されていますが、審査請求人は事実に基づく反論、反証を封じる権利侵害となっています。

同時に開示請求した「調査報告書」（特定年月日 A 付け）は開示されています。そのなかで異議申立調査による特定調査官 A 及び特定調査官 B に対する調査報告書の内容の記述がされていますが、審査請求人の主張とは正反対の答弁となっています。ここは今も争点になっているところです。税務調査のそれぞれの段階で上司による指示がいかであったのかを確認することは、審査請求人の権利に関わる重大な点です。不開示は、審査請求人の反論、反証を封じる権利侵害となっています。

- (6) 4 枚目「復命事項」欄の一部の不開示理由も、(5) の主張と同じ理由です。不開示は、審査請求人の反論、反証を封じる権利侵害となっています。
- (7) 以上のとおり、本件各不開示処分は違法なものであることは明らかであり、この違法な不開示処分は取消し、全ての保有個人情報の開示は免れない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、別紙 1 に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち別紙 1 の文書 1、文書 3 ないし文書 5、文書 7 及び文書 8 に記録された保有個人情報の対象として、それぞれ「争点整理表」、「調査結果の説明書（所得税）」、「調査結果の説明書（消費税）」、「調査経過記録書」、「預り証」及び「異議申立調査における調査報告書（特定年月日 A 作成分、特定年月日 B 作成分）」に記録された保有個人情報を特定した上で、平成 29 年 4 月 5 日付け特定記号第 88 号により、上記「争点整理表」及び「調査経過記録書」に係る別紙

2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）については法14条7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき一部不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件請求保有個人情報のうち別紙1の文書2及び文書6に記録された保有個人情報については、当該保有個人情報の記録された文書を作成しておらず、保有していないことから、18条2項の規定に基づき、不開示決定を行っている。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 法14条7号イについて

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

### (2) 本件不開示部分について

#### ア 本件不開示部分のうち争点整理表に係る部分について

争点整理表は、調査を行う過程において、重加算税賦課決定の処分が見込まれる場合や課税上の争点となる事実関係が発生した場合等に作成する文書である。

諮問庁において見分したところ、本件不開示部分のうち争点整理表に係る部分（別紙2の一連番号1ないし9）については、以下（ア）ないし（エ）の記載が認められる。

#### (ア) 一連番号1ないし3及び9の部分

重加算税賦課に至るまでの処分庁における詳細な検討過程等の情報や審査請求人に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）の着眼点などに関する具体的事項

#### (イ) 一連番号4の部分

処分庁における偽りその他不正の行為該当性の検討内容

#### (ウ) 一連番号5及び6の部分

本件税務調査において、調査担当者が収集した具体的な情報や取得方法等

#### (エ) 一連番号7及び8の部分

処分庁が上記（ウ）の情報などを基にした推計課税の必要性及び合理性の検討内容

上記（ア）ないし（エ）までの部分が開示された場合、審査請求人

において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度など、国税当局が把握する情報を知り得ることになるほか、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

イ 本件不開示部分のうち調査経過記録書に係る部分について

調査経過記録書は、税務調査における調査事項、応接事項等を時系列に従って記載する文書である。

諮問庁において見分したところ、本件不開示部分のうち調査経過記録書に係る部分（別紙2の一連番号10及び11）については、以下のとおりである。

(ア) 一連番号10の部分には、本件税務調査における税務当局の指示事項等が個別具体的に記載されていることが認められる。

当該部分が開示された場合、国税当局が行っている税務調査における着眼点や調査手法等、税務調査における手の内が明らかとなり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 一連番号11の部分には、本件税務調査において、調査担当者が行った反面調査に関する情報が記載されていることが認められる。

反面調査に関する情報は、重い守秘義務に担保された税務行政に対する納税者の理解と協力、そして信頼に基づいて反面調査先から得た、審査請求人のみならず反面調査先等に関する情報であり、内容が一部でも公にされた場合、当該反面調査先等の関係者だけではなく、このことを知った納税者においても、税務行政への信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力をちゅうちょするなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分を法14条7号イの不開示情報に該当するとした原処分は、妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年12月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる文書2及び文書6に記録された保有個人情報につき、保有していないとして不開示とし、文書1、文書3ないし文書5、文書7及び文書8に記録された保有個人情報を特定した上で、文書3、文書4、文書7及び文書8に記録された保有個人情報について全部開示とするとともに、文書1及び文書5に記録された保有個人情報について別紙2に掲げる部分（本件不開示部分）を法14条7号イの不開示情報に該当するとして一部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分についてのみ開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人を調査対象者とする調査関係書類に記録された保有個人情報であり、本件不開示部分には、税務調査の着眼点、資料情報、調査計画、反面調査情報、署内での事案の検討や審理に関する内容、上司等への事案の説明及び上司等からの指示に関する内容、国税当局の税務審査や処理方針などが詳細に記載されているものと認められる。

(2) そこで検討すると、本件不開示部分には、いわゆる税務調査の手の内情報や国税当局における税務審査や指示事項等が記載されており、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

当該部分を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件請求保有個人情報記録された文書)

税務調査における,

文書 1 争点整理表

文書 2 事実関係時系列表

文書 3 調査結果の説明書 (所得税)

文書 4 調査結果の説明書 (消費税)

文書 5 調査経過記録書

文書 6 調査手続チェックシート (管理者用)

文書 7 預り証

文書 8 異議申立調査における調査報告書 (特定年月日 A 作成分, 特定年月日 B 作成分)

別紙 2 (本件不開示部分)

行政文書の名称	一連 番号	不開示部分
争点整理表	1	「作成理由」欄, 「類型」欄, 「審理担当者等の意見」欄, 「審理担当者への連絡日」欄, 「審理専門官への連絡日」欄, 「事案の概要(簡記)」欄及び「指導事項等」欄の全部(1枚目) 「処理見込」欄, 「関係法令等」欄, 「経過」欄及び「作成理由」欄の一部(1枚目)
	2	「①平成19年分ないし平成20年分・所得税・重加算税賦課(隠ぺい又は仮装の行為該当性)」の争点A~F部分(2枚目)
	3	「②平成21年分ないし平成25年分・所得税・重加算税賦課(隠ぺい又は仮装の行為該当性)」の争点A~F部分(3枚目)
	4	「③偽りその他不正の行為の該当性」の争点A~F部分(4枚目)
	5	「④平成19年分ないし平成25年分 収入金額の計上」の争点A~F部分(5及び6枚目)
	6	「⑤平成19年分ないし平成25年分 仕入金額の計上」の争点A~F部分(7枚目)
	7	「⑥推計課税の必要性」の争点A~F部分(8枚目)
	8	「⑦推計課税の合理性」の争点A~F部分(9枚目)
	9	「⑧平成21年分ないし平成25年分重加算税賦課(消費税)」の争点A~F部分(10枚目)
調査経過記録書	10	「指示事項等」欄の全部(1ないし6枚目)
	11	「復命事項」欄の一部(4枚目)